

2022 年度

「NEDO先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち「マテリアル・バイオ革新技術先導研究プログラム」に係る公募  
要領

2022 年 1 月 28 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

## 【受付期間】

2022年1月28日(金)～2022年3月14日(月) 正午 アップロード完了

## 【提出先及び提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（4. 提出期限及び提出先（4）提出書類）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/k1qnquv9tvwb>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルの形式等の詳細は、「別添10：提案書類チェックリスト」の記載に従ってください。
- 公募締切後、提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に受理番号をメールでご連絡いたします。

## 【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2022年度「NEDO先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち  
「マテリアル・バイオ革新技术先導研究プログラム」に係る公募について  
(2022年1月28日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2022年度「NEDO先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち、「マテリアル・バイオ革新技术先導研究プログラム」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

## 1. 件名

2022年度「NEDO先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち「マテリアル・バイオ革新技术先導研究プログラム」

## 2. 事業概要

### (1) 事業目的

我が国が持続的かつ強靱な社会・経済構造の構築に対応し、中長期的な成長を実現するためには、従来の発想によらない革新的な技術の開発が必要となっています。一方で、マテリアル分野は、基礎研究から実用化研究、社会システムへの実装に至るまでに長期間を要するケースが少なく、近年の厳しい競争環境の中、我が国民間企業の研究開発期間は成果を重視し短期化しており、事業化まで10年以上を要する研究開発への着手が困難な状況となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症等の危機的状況により民間の研究開発投資が減退する恐れがあり、こうした状況を放置した場合、将来の産業競争力強化や新産業創出を目指す国家プロジェクト等に繋がる新技術が枯渇していく恐れがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたイノベーションを巡る大きな情勢変化を踏まえ、2020年7月に閣議決定された「統合イノベーション戦略」においても、危機感とスピード感をもってデジタル化を加速し、社会システムを変革するイノベーションを創出するとともに、その源泉である研究力を強化することが掲げられています。その中で、戦略的に進めていくべき主要分野としてマテリアルやバイオ分野が位置づけられており、マテリアル分野では、2021年4月にはマテリアル革新力強化戦略が策定され、我が国の産業競争力の強化に向けて、産学官共創による迅速な社会実装を推進することとしています。バイオ分野では、2020年6月にバイオ戦略2020（基盤的施策）、2021年1月にバイオ戦略2020（市場領域施策確定版）が策定され、「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」という目標の確実な達成を目指しています。

こうした背景を踏まえ、本事業は、新産業創出に結びつくマテリアル・バイオ分野の技術シーズを発掘し、先導研究を実施することにより有望な技術を育成して、将来の国家プロジェクト等に繋げていくことを目的としています。

### (2) 事業目標

本事業は、マテリアル・バイオ分野に関して、事業開始後15年から20年以上先の社会実装（※1）を見据えた革新的な技術の先導研究を実施し、革新性及び独創性、将来的な波及効果を重視することによって優良案件の採択を促進し、将来の国家プロジェクト（※2）化等への道筋をつけることを目標とします。

（※1）ここでいう「社会実装」とは事業化のことであり、事業化とは当該研究開発に係る商品、製品、サービス等の販売や利用により、企業活動（売り上げ等）に貢献することを指しています。

（※2）「国家プロジェクト」とは、国（府省庁、国立研究開発法人等）の資金による研究開発

プロジェクトを想定しています。

### (3) 事業内容

本事業は、将来の国家プロジェクト等の本格的な研究開発に着手するために必要な戦略策定や可能性提示のための予備実験等を行う先導研究です。新規性・独創性・革新性があり、将来的な波及効果が期待できる研究開発テーマについて、企業、大学、公的研究機関等からなる産学連携の体制で先導研究を実施します。

また、本事業では、研究開発をより効果的に推進するために、特定の技術分野・研究開発領域において、関連する研究開発テーマを束ねた「プログラム」を必要に応じて設定し、「プログラムマネージャー」を配置の上、一体的に推進します。

#### ① 対象となる研究開発テーマ

本公募の対象となる研究開発テーマは、以下 A～C のいずれかに該当し、その詳細資料として別添 1 に掲載した研究開発課題の内容に合致する研究開発テーマとします。研究開発テーマは、新規性、革新性及び独創性が高いものであって、研究開発フェーズとしては取組のごく初期の段階であり、社会実装までの確実な見通しをつけることが現時点では困難であるが、研究開発に成功した場合、産業へインパクトを与えると期待できるものであること、すなわち、ハイリスクではあっても、ハイリターンが期待できることを重視します。

研究開発テーマの提案技術の TRL (※3) は概ね TRL2～4 を想定しております。

(※3) 各種文献を踏まえ作成した TRL であり、【別添 2-3】提案書作成上の注意に説明されておりますので、ご参照の上、Web 入力フォーム及び提案書に記載してください。

- A. マテリアル開発手法の DX 革新に資する基盤技術の開発
- B. 資源リスク解消に資する革新的な国内生産技術および回収・使用量削減・代替技術の開発
- C. バイオ産業化を加速するデジタル・ロボット技術等を活用した革新的な生体関連分子及びその機能の改変・構築基盤技術の開発

#### ② 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、原則として、企業及び大学等 (※4) で構成する産学連携の体制とします。企業のみによる実施体制は認められません。「財団法人」「社団法人」「研究組合」は企業に分類されます。

ただし、将来的に産学連携の体制となる具体的な研究開発構想を有するものの、研究開発テーマを提案する時点で産学連携の体制を構成するに至っていない場合、実施体制の例外として、大学等のみによる実施を認めます。なお、この場合、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われていることを前提とします。

(※4) 「大学等」とは

- a. 大学 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関)
- b. 国又は公設の試験研究機関
- c. 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

**【認められる実施体制】**

- ①企業と大学等が「連名提案」で実施する産学連携体制
- ②企業から大学等へ「再委託」若しくは「共同実施」で実施する産学連携体制
- ③現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている大学等のみの体制(例外)

**【認められない実施体制】**

- ①企業のみで実施する体制
- ②大学等からの「再委託」又は「共同実施」

(参考) NEDO委託業務事務処理マニュアル

連名提案：複数の機関で連帯した体制で提案し、機関毎にNEDOと委託契約を締結し、委託先となる場合

再委託：委託先が、委託業務の一部を第三者に委託する場合

共同実施：委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施する場合

なお、本事業の一部を再委託又は共同実施する場合は、再委託の額の制限等、業務委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります(再委託又は共同実施の額は、委託先との契約金額の50%未満になります)。

**(4) 研究開発テーマの実施期間**

実施期間は、原則、NEDOの指示する日(2022年5月下旬を予定)～2023年3月までとします。ただし、研究の内容により、十分な実験データの取得や解析が極めて困難である等の合理的な理由を応募者が示し、NEDOが妥当であると認めた場合には、実施期間は最長2025年3月までとすることができます(大学等のみによる提案の場合は、研究内容によらず2023年3月を限度とします)。

なお、実施期間が2023年3月を超える研究開発テーマについては、2022年度内に(2023年1月～2月を予定)、外部性を取り入れたステージゲート審査(中間評価)を実施します。その結果によっては、計画の見直しやその後の事業の中止、2年目終了の概ね2ヶ月前の時点で再度のステージゲート審査を行う場合があります。また、事業終了後に外部性を取り入れた事後評価を実施します。

**(5) 事業規模・形態・NEDO負担率**

**【産学連携体制(原則)】**

事業費総額1億円以内／(年度・件)(委託：NEDO負担率100%)

**【大学・公的研究機関のみ(例外)】**

実施期間は1年以内、規模は事業費総額2千万円以内／(年度・件)(委託：NEDO負担率100%)

- ・「事業費総額」は、実施する機関全ての間接経費及び税金を含んだ総額となります。
- ・産学連携体制の標準的な規模として1機関あたり2千万円程度になることを想定しています。
- ・提案の際は、提案金額の妥当性を精査するため、根拠となる資料・情報を整理し、説明できるよう準備をお願いします。
- ・技術開発の困難性等により、特に必要と認められる場合は、事業の進捗状況を踏まえた上で、増額することがあります。

### 3. 応募資格

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、次の(1)～(6)までの条件、「基本計画」及び「2022年度実施方針」に示す条件を満たす企業、大学等とします。

ただし、本事業の実施に当たっては、大学等からの再委託又は共同実施は認めません。したがって、産学連携の体制は、企業と大学等が連名して委託予定先となる体制か、又は委託予定先となる企業から大学等へ再委託若しくは共同実施を行う体制としてください。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 原則として企業及び大学等で構成する産学連携の体制で実施し、各企業、大学等のそれぞれの責任と役割が明確化されていること。ただし、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている場合には、大学等のみによる応募も可能とする。
- (5) 技術研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、応募する技術研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

### 4. 応募方法

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2022年3月14日（月）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/klqnquv9tvwb>

- (3) 提出方法

(2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑩を入力いただき、⑪⑫で提出書類をアップロードしてください。⑬にアップロードするファイルは、PDF 形式で1ファイルのみ、⑭でアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。アップ

ロードするファイル名や提出書類のファイル形式等の詳細は、「別添 10\_提案書類チェックリスト」の記載に従ってください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

公募締切後、提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に受理番号をメールでご連絡いたします。

#### ■入力項目

①研究開発テーマ名

②応募する研究開発課題

③代表法人番号（13桁）

※法人番号：国税庁の以下URLを参照

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumeii/>

④代表法人名称

⑤代表法人連絡担当者氏名（姓と名の間スペース必要）

⑥代表法人連絡担当者役職名

⑦代表法人連絡担当者所属部署

⑧代表法人連絡担当者所属住所

⑨代表法人連絡担当者電話番号（ハイフン必要）

⑩代表法人連絡担当者e-mailアドレス

⑪研究開発の概要（1000文字以内）

⑫技術的ポイント（300文字以内）

⑬代表法人業務管理者氏名（⑤と同一の場合記載不要）

⑭代表法人業務管理者e-mailアドレス（⑩と同一の場合記載不要）

⑮共同提案法人業務管理者（法人名称・氏名）（複数の場合は、列記）

⑯共同提案法人業務管理者e-mailアドレス（複数の場合は、列記）

⑰研究体制（担当研究開発項目番号と法人名を入力。）

例）研究開発項目①：××会社・〇〇大学、研究開発項目②：△△研究所

⑱研究期間（提案する研究期間を記載。）

例）2022年5月～2024年3月

⑲提案額（円単位で提案総額を入力。）

⑳初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）

㉑提出書類(提案書) ((4) 提出書類のうち提案書を一つのPDFにしてアップロード、最大100MB)

㉒提出書類(その他) ((4) 提出書類のうち提案書以外を一つのzipファイルにしてアップロード、最大100MB)

#### (4) 提出書類

提出書類のファイル形式等の詳細は、「別添 10\_提案書類チェックリスト」の記載に従ってください。

- ・ 提案書表紙（別添 2-1）
- ・ 利害関係の確認について（別添 2-2）
- ・ 提案書本文（別添 2-3、別添 3-1～6） 提案書（別紙） 高額設備品補足説明書（別添 4）
- ・ 研究開発責任者及び主要研究員の研究経歴書（詳細は別添 5-1、別添 5-2）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 6）

- ・ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について（詳細は別添7）
- ・ 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添8-1、別添8-2）
- ・ e-Rad 応募内容提案書
- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
- ・ 直近の事業報告書
- ・ 直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）  
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。また、キャッシュフロー計算書を作成していない事業者においては、キャッシュフロー計算書に相当する書類（現金預金の増減、残高がわかるもの）を提出してください。）
- ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・ 提案書類チェックリスト（別添10）
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料（共同研究契約書の写し等）

#### (5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募資格」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。なお、登録手続きには、2週間程度掛かる場合があります。余裕をもって登録手続きを行ってください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

## 5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。ただし、Web 入力フォームの内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、イノベーション政策の発展のため、主務官庁である経済産業省に情報を共有することがあります。

この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがありま

す。また、提案書の添付資料「研究開発責任者及び主要研究員の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 6. 委託予定先の選定

### (1) 審査の方法について

外部有識者による先導研究案件検討委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### (2) 研究開発テーマの検討基準

革新的技術により社会課題を解決し、産業競争力向上、新市場創出や生産性向上を図り、新産業創出に資する優れた研究開発テーマを採択するため、「公募目的・研究開発課題との整合性」、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「技術的実現可能性」、「国家プロジェクト化や社会実装に向けた構想の妥当性」、「研究開発成功時の波及効果・インパクト」、「研究開発体制・計画の妥当性」、「予算規模・配分の妥当性」等の項目を検討します。特に、「研究開発テーマの革新性・独創性」及び「研究開発成功時の波及効果・インパクト」を重視します。

また、効果的な予算投入のため、予算の多寡に応じた成果目標の達成困難性や社会的インパクトについても検討します。

### (3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

2016 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、本事業においては、提案機関（企業、大学等）の女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を確認し、研究開発テーマの検討にあたり加味します。

### (4) 中堅・中小・ベンチャー企業の参画状況

中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に、研究開発テーマの検討にあたり加味します。

### (5) 若手研究者（40 歳以下）や女性研究者の参画状況

若手研究者（40 歳以下）や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究員として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に、研究開発テーマの検討にあたり加味します。

(6) 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考します。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
  2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
  3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  2. 当該開発等の行う体制が整っていること。  
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
  3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(7) 委託予定先の公表及び通知

① 検討結果の公表等

採択した案件は、NEDOのウェブサイト等で公表します。なお、不採択とした案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

② 先導研究案件検討委員会委員の氏名の公表

先導研究案件検討委員会の委員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。

③ 附帯条件

採択に当たって条件(提案内容の一部を採用、予算額の見直し、実施体制の見直し、実施期間の短縮等)を付す場合があります。

(8) スケジュール

2022年1月28日	公募開始
3月14日正午	公募締切
3月中旬～	案件検討(書面審査)
4月上旬～中旬(予定)	案件検討(ヒアリング(※5))
5月下旬(予定)	契約・助成審査委員会
5月下旬(予定)	委託予定先決定、公表(プレスリリース)
7月下旬(予定)	契約

(※5)

案件検討において、書面審査で一定の評点を得た提案については、提案の更なる詳細を審査

するために、提案者に対して提案内容のヒアリングを行うことにしています。対象者には4月上旬頃に、ヒアリングへの出席依頼とヒアリングの日時等をご連絡しますので、ヒアリング対応者の日程確保をお願いします。なお、ヒアリングはWEB開催を予定しています。ヒアリングを必要とする提案の応募代表者のみにご連絡いたします。個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

## 7. 留意事項

### (1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

次の事項等について合意していただくことが委託先として選定されることの要件となります。

- ①研究開発テーマの全部又は一部を採用すること。
- ②NEDOが必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の委託予定先と研究開発テーマに係る実施体制を組むこと。なお、既存の国家プロジェクトとの関係で、先導研究内容（規模、期間等を含む）を調整することがあります。

### (2) 受託業務の実施

受託業務の実施にあたっては、原則として、以下の対応をお願いします。

- ① 国家プロジェクト立ち上げ等を企画検討するための外部有識者を委員に含めた「研究開発推進委員会」の設置、運営を行うこと。
- ② NEDOが関連する研究開発テーマを束ねたプログラムを設置する場合には、研究開発をより効果的に推進するために、複数の研究開発テーマの実施者を集め情報共有や意見交換をする場であるプログラム推進会議に参加すること。また、プログラスマネージャーによるプログラム内の研究開発テーマ等への各種助言・調整等に従うこと。
- ③ 本事業において別途NEDOが実施する調査に協力すること。

### (3) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 7-2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採扱扱いとなります。）

(4) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(5) 知財マネジメント(詳細は別添 11)

本プロジェクトは、「NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」を適用し、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただく場合があります。

(6) データマネジメント(詳細は別添 12)

本プロジェクトは「NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針」を適用します。

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)により NEDO に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(8) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※6)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※7)に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※6. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※7. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(9) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※8)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※9)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※8. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※9. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(10) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研

究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

#### (11)RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

#### (12)国立研究開発法人の契約に係る情報の公表(詳細は別添9)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

#### (13)安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>※</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2021年5月1日以降は特定類型<sup>※</sup>に該当する居住者を含む。）に提供する場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認, 及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規定  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
  - ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
  - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
  - ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

#### (14) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

#### (15) 研究開発資産の帰属・処分について

##### ① 資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

##### ② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

#### (16) 中小企業技術革新制度（SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」において、「特定補助金等」の指定を受けています。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。

また、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、採択テーマ等）については、研究開発成果の事業化支援のため、SBIR特設サイト（※10）に原則掲載されることとなります。

(※10)SBIR特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を掲載し、事業化支援を行っています。

## 8. 公募説明

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2022年2月9日(水)10時~11時にオンライン形式で公募説明会を開催する予定です。応募を予定される方は必ずご参加ください。以下のアンケートフォームより、2月8日(火)正午までに参加登録を行っていただいた方に、オンライン会議の参加URLをお送りいたします。

<公募説明会参加登録アンケートフォーム>

<https://forms.office.com/r/2XzDpEbPAH>

## 9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は電子メールで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部(中村、板垣、矢野、杉瀬)

電子メールアドレス：[material\\_bio\\_sendo\\_kenkyu@ml.nedo.go.jp](mailto:material_bio_sendo_kenkyu@ml.nedo.go.jp)

## 10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

## 関連資料

- 基本計画
- 2022 年度実施方針
- 別添 1：2022 年度研究開発課題「詳細資料」
- 別添 2-1：提案書表紙
- 別添 2-2：利害関係の確認について
- 別添 2-3：提案書作成上の注意
- 別添 3-1～6：実施体制図、総括表、委託先研究分担先分室総括表
- 別添 4：提案書（別紙）高額設備品補足説明書
- 別添 5-1：研究開発責任者研究経歴書
- 別添 5-2：主要研究員研究経歴書
- 別添 6：ワーク・ライフ・バランスの推進等について
- 別添 7：若手研究者（40 歳以下）及び女性研究者数の記入について
- 別添 8-1：N E D O 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
- 別添 8-2：情報管理体制等確認票（研究・実証事業用）
- 別添 9：契約に係る情報の公表について
- 別添 10：提案書類チェックリスト
- 別添 11：N E D O 先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針
- 別添 12：N E D O 先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針
- 参考資料 1：N E D O 先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について